

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
【選挙管理委員会】		選挙管理委員会		
○ 公職選挙法等執行規程の一部改正		〃		
○ 公職選挙法事務取扱規程の一部改正		〃		
○ ポスター掲示場に関する規程の一部改正		〃		
○ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正		〃		
○ 農業委員会委員選挙執行規程の廃止		〃		
(以上県例規集登載)				
				目次
				担当課（室）

◎岡山県選管告示第十五号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長岡本研吾

第五条第一項中「紛失し」を「遺失し」に改め、同条第二項中「紛失に」を「遺失に」に、「所轄の警察署に紛失届を提出しなければ」を「警察署長に遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第五条第一項に規定する遺失届を行わなければ」に改める。

第三十九条中「第百六十九条第五項」を「第百六十九条第六項」に改める。

「 私は、次のとおり
様式第七号及び様式第八号中
を紛失し、所轄警察署に紛失届出をしました
（破損しました）ので、再交付の申請をします。」

「 私は、次のとおり
を遺失し、警察署長に遺失届を行いました
（破損しました）ので、再交付の申請をします。」

紛失（破損）年月日	遺失（破損）年月日
紛失（破損）場所	遺失（破損）場所
紛失（破損）理由	遺失（破損）理由
警察署に紛失届出をした年月日	警察署長に遺失届を行った年月日
紛失届出をした警察署名	遺失届を行った警察署長名

様式第十八号中「ヤ裁呼氏名

様式第二十六号備考中「新聞社」を「新聞社等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

④」を「ヤ裁若氏名

」に改める。

◎岡山県選管告示第十六号

公職選挙法事務取扱規程（昭和五十一年岡山県選管告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

第七十三条第三項及び第七十三条の二中「第九項」を「第十項」に改める。

様式第二十号備考中「氏名は必ず記載する」を「選挙の種類ごとに作成する」に改める。

様式第三十号備考中「身体の故障、文盲等のため」を「心身の故障その他の事由により」に改める。

様式第七十五号その二中

一のウェブサイト等のアドレス

を

候補者届出政党のウェブサイト等のアドレス
候補者のウェブサイト等のアドレス

に改める。

様式第七十八号その二別紙を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

(別紙) その2 (衆議院小選挙区選出議員の選挙用)

年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (岡山県第 区) 立候補者一覧表

区 分	届出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	受理番号				
	ふりがな 候補者の届出 政党の名称				
候補者	ふりがな 氏名				
	性別				
	本籍				
	住所				
	生年月日 (満年齢)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)
	職業				
	重複立候補 の旨				
	(党派)				
ウェブサイトの アドレス等	候補者				
	候補者届出 政党				
備考					

- 備考
- 「候補者届出政党の名称」欄には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項の規定により候補者を届け出た候補者届出政党の名称を記載し、本人届出については「(本人届出)」と、推薦届出については「(推薦届出)」と記載すること。
 - 「氏名」欄には、ふりがな（仮名書きの部分を除く。）を付すこと。また、通称を認定した場合には、その通称を記載し、戸籍名を（ ）で併記すること。
 - 「重複立候補の旨」欄には、同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者としての届出がある場合「名簿登載者」と記載すること。
 - 「(党派)」欄には、候補者届出政党の届出による候補者については空欄とし、本人届出又は推薦届出による候補者については候補者届出書に団体所属に関する文書が添付されている場合は当該文書に記載された政党その他の政治団体の名称を、当該文書が添付されていない場合は無所属と記載すること。
 - 候補者が辞退し、死亡し、又は届出を却下され、若しくは取り下げられた旨の報告をする場合にあっては、備考欄にその旨及び年月日を記載すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

様式第七十九号中「第6編」を「第5編」に改め、同様式別紙その2を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

(別紙) その2 (衆議院小選挙区選出議員の選挙用)

年 月 日 執行衆議院小選挙区選出議員選挙 (岡山県第 区) 立候補者一覧表

区分	届出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	受理番号				
	ふりがな 候補者の届出 政党の名称				
候補者	ふりがな 氏名				
	性別				
	本籍				
	住所				
	生年月日 (満年齢)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)	年 (月 日) (歳)
	職業				
	重複立候補 の旨				
	(党派)				
一ウサ等の ブレイク のレス	候補者				
	候補者届出 政党				
備考					

- 備考
- 「候補者届出政党の名称」欄には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項の規定により候補者を届け出た候補者届出政党の名称を記載し、本人届出については「(本人届出)」と、推薦届出については「(推薦届出)」と記載すること。
 - 「氏名」欄には、ふりがな（仮名書きの部分を除く。）を付すこと。また、通称を認定した場合には、その通称を記載し、戸籍名を（ ）で併記すること。
 - 「重複立候補の旨」欄には、同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者としての届出がある場合「名簿登載者」と記載すること。
 - 「(党派)」欄には、候補者届出政党の届出による候補者については空欄とし、本人届出又は推薦届出による候補者については候補者届出書に団体所属に関する文書が添付されている場合は当該文書に記載された政党その他の政治団体の名称を、当該文書が添付されていない場合は無所属と記載すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

様式第八十号その1中「第92条第9項」を「第92条第10項」に改める。

様式第八十一号中「第6項」を「第10項」に改める。

様式第八十二号中「第6項」を「第10項」に改め、同様式別紙その2を次のように改める。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

(別紙) その2 (衆議院小選挙区選出議員の選挙用)

区 分	届出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	受理番号				
	ふりがな 候補者の届出 政党の名称				
候補者	ふりがな 氏名				
	性別				
	本籍				
	住所				
	生年月日 (満年齢)	年 (月 日 歳)	年 (月 日 歳)	年 (月 日 歳)	年 (月 日 歳)
	職業				
	重複立候補 の旨				
	(党派)				
一ウエイの サイト 等 の ド レ ス	候補者				
	候補者届出 政党				
備考					

備考

1 「候補者届出政党の名称」欄には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条第1項の規定により候補者を届け出た候補者届出政党の名称を記載し、本人届出については「(本人届出)」と、「推薦届出については「(推薦届出)」と記載すること。

2 「氏名」欄には、ふりがな（仮名書きの部分を除く。）を付すこと。また、通称を認定した場合に、その通称を記載し、戸籍名を（ ）で併記すること。

3 「重複立候補の旨」欄には、同時に行われる衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者としての届出がある場合「名簿登載者」と記載すること。

4 「(党派)」欄には、候補者届出政党の届出による候補者については空欄とし、本人届出又は推薦届出による候補者については候補者届出書に団体所属に関する文書が添付されている場合は当該文書に記載された政党その他の政治団体の名称を、当該文書が添付されていない場合は無所属と記載すること。

5 候補者が辞退し、死亡し、又は届出を却下され、若しくは取り下げられた旨の報告をする場合にあっては、備考欄にその旨及び年月日を記載すること。

平成28年3月29日 岡山県公報 号外

附
則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十七号

ポスター掲示場に関する規程（昭和五十七年岡山県選管告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

第七条第三項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十八号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年岡山県選管告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

第三条第一項中「紛失し」を「遺失し、」に、「紛失に」を「遺失に」に、「所轄の警察署に紛失届を提出した」を「警察署長に遺失届（遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）第五条第一項に規定する遺失届をいう。以下同じ。）を行った」に、同条第二項中「紛失に」を「遺失に」に、「警察署に紛失届が提出されている」を「警察署長に遺失届が行われている」に改める。

様式第五号の「」中「を紛失」を「を遺失」に、

を

紛失（破損）した証票の番号及びそれに係る事務所の所在地
紛失（破損）年 月 日
紛失（破損）理由

遺失（破損）した証票の番号及

にあつて、同条第6項(1)中「を紛失」を「を遺失」に、

びそれに係る事務所の所在地	遺失（破損） 年 月 日	遺失（破損） 理 由
---------------	-----------------	---------------

」

を

紛失（破損）した証券の番号及びそれに係る事務所の所在地	紛失（破損） 年 月 日	紛失（破損） 理 由
-----------------------------	-----------------	---------------

」

にあつて。

遺失（破損）した証券の番号及びそれに係る事務所の所在地	遺失（破損） 年 月 日	遺失（破損） 理 由
-----------------------------	-----------------	---------------

」

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第十九号

農業委員会委員選挙執行規程（昭和三十一年岡山県選管告示第十二号）は、廃止する。

平成二十八年三月二十九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。